

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管

廃止

平和祈念事業特別基金
国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

空港周辺整備機構

●特殊会社化

農林漁業信用基金
日本貿易保険

●医療関係法人等

国立病院機構
労働者福祉健康機構

●民間法人化

海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

医薬品医療機器総合機構
年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

国立公文書館	国立がん研究センター
年金・健康保険福祉施設整理機構	国立循環器病研究センター
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立精神・神経医療研究センター
放射線医学総合研究所	国立国際医療研究センター
日本原子力研究開発機構	国立成育医療研究センター
原子力安全基盤機構	国立長寿医療研究センター

本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論

国際交流基金
国際観光振興機構
都市再生機構
住宅金融支援機構

成果目標達成法人

研究開発型

総務省所管
情報通信研究機構

文部科学省所管
理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構
宇宙航空研究開発機構
(科学技術振興機構については、今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

厚生労働省所管
国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所

農林水産省所管
農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター
森林総合研究所

経済産業省
産業技術総合研究所、情報処理推進機構、経済産業研究所
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

国土交通省所管
土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所

環境省所管
国立環境研究所

文化振興型

国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
国立科学博物館

大学連携型

大学評価・学位授与機構、大学入試センター、日本学生支援機構
日本学術振興会 (今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

金融業務型

勤労者退職金共済機構
農業者年金基金
奄美群島振興開発基金

国際業務型

日本貿易振興機構
国際交流基金
国際協力機構
国際観光振興機構
※4法人の海外事務所については、機能的に統合

人材育成型

水産大学校、水産総合研究センター
航海訓練所、海技教育機構

行政事業型

農畜産業振興機構
鉄道建設・運輸施設整備機構
環境再生保全機構

行政執行法人

造幣局
国立印刷局
農林水産消費安全技術センター
製品評価技術基盤機構
駐留軍等労働者労務管理機構
統計センター
業務の性格等について検討、法人の分類について結論を得る

国民生活センター
酒類総合研究所
教員研修センター

その他

北方領土問題対策協会
国立高等専門学校機構
国立特別支援教育総合研究所
高齢・障害・求職者雇用支援機構
中小企業基盤整備機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
種苗管理センター、家畜改良センター
工業所有権情報・研修館
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
日本高速道路保有・債務返済機構
自動車事故対策機構
労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構
福祉医療機構
自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

今後、組織の在り方や大幅な合理化を検討

国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
日本スポーツ振興センター
水資源機構
航空大学校

赤字は、組織等を大幅に見直す法人

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）
〔森林総合研究所・水源林造成事業関係部分抜粋〕

Ⅱ 独立行政法人の制度の見直し

1. 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

(略)

(1) 成果目標達成法人

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築することとし、その具体的な内容については、別紙で示した類型に即し、必要に応じ個別法も含めた法制的な対応（ふさわしい名称を含む。）を行う。

なお、一つの法人において複数の類型に跨る事務・事業を行っている場合には、法人の経理を区分するなどした上で、複数のガバナンスが適用されることもあり得る。また、いずれの類型にも該当しない事務・事業を行う法人については、「2. 新たな法人制度に共通するルールの整備」に示すガバナンスが適用されることになる。

① 研究開発型

法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型

(略)

⑦ 行政事業型

個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途が定められた財源により行う法人類型

【構築すべきガバナンス】

- ・ 中期目標管理においては、業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について、主務大臣による評価を実施する。
- ・ 運営費交付金が充てられている事業の内容を精査し、可能な限り補助金等に切り替えるものとする。

(略)

Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について講ずべき措置は、別紙のとおりである。

Ⅳ 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

(略)

- この改革の実施に必要な措置については、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする。

(別紙) 各独立行政法人について講ずべき措置 (抜粋)

農林水産省

【森林総合研究所】

- 研究開発型の成果目標達成法人とする。
- 水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する。